

令和 6 年度補正 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業
令和 7 年度当初 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
概要

令和 7 年(2025 年)6 月 24 日
北海道農政部食品政策課

1 事業の概要

農林水産物・食品の輸出に当たって、輸出先国・地域（以下、輸出先国と記載する。）の規制に対応した HACCP 等(※)の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設、機器の整備や体制整備をはじめ、新たな輸出先国向けに対応するために必要な製造ラインや保冷庫の整備や導入、施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援する。

※ ISO22000（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ、JFS-B、有機 JAS 等

2 事業実施主体の要件

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。

※ 個社支援的な補助事業とする。

※ 事業者規模を要件としない。

3 交付対象経費等

(1) 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に向けた対応に必要な施設の整備（新設・増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。

ただし、施設の新築及び増築については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行う場合の経費から、建築基準法に基づく構造耐力上主要な部分（壁及び床版は除く。）の経費を差し引いた金額とする。

※ 対象施設・機器の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入・温度管理を要する装置・設備の導入 等 |
|--|

(2) 効果促進事業

輸出向け HACCP 認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向け HACCP 認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の事業と一体となってその効果を高めるために必要コンサルティング等に係る経費とする。ただし、(1)の交付対象事業費の 20%以内（交付額の内数）とする。（海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く。）

※ 原則として食品衛生の専門家をすでに社外に配置している等の特段の事情がない限り、必ず活用することとする。

(3) 市町村附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、交付対象事業費の5%以内（交付額の外数）を市町村への附帯事務費として交付する。

4 交付率、交付の上限額・下限額

(1) 交付率

施設等整備事業及び効果促進事業の交付率は、1/2 以内

(2) 交付の上限額・下限額

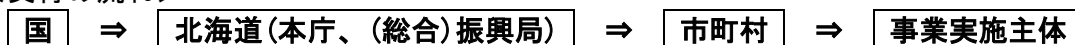
1事業申請あたりの交付金は、以下のとおりとする。

令和6年度補正：上限5億円、下限250万円

令和7年度当初：上限0.5億円程度

※ 複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を交付対象事業費とすることができる。

<交付の流れ>



5 成果目標

本事業の目標年度は、事業実施後5年以内とする。

成果目標は、目標年度における輸出の増加額とし、目標年度における輸出額を、現状（事業実施計画作成時）の輸出額と比較して2千万円以上増加させることとする。

6 採択基準及び配分基準

(1) 主な採択基準

- ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- ・ 費用対効果分析の手法により投資効率を算出し、投資効率が2.0以上となっていること。
- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- ・ 交付対象事業費に充てるために金融機関等から交付対象事業の全体事業費※の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。（あらかじめ、相談・確認を行ってください。）
- ・ ※ 全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。
- ・ 事業実施主体において HACCP チームが編成されていること。なお、チームメンバーには HACCP 研修受講者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。
- ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- ・ これまでに本事業又は類似事業（HACCP 対応のための施設改修等支援事業等）を同一品目で実施した者にあつては、期日※までに認定・認証を取得済であること、かつ、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること。

※ 期日は、令和6年度補正事業では令和4年12月1日、令和7年度当初事業では令和5年3月31日

- ・ 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）。
- ・ 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること。 等

(2) 配分基準

事業実施計画書の内容を元に配分基準に基づく採点（ポイント加算）を行い、ポイント合計値が高い事業者から順に採択を行う（合計値は最大 35 ポイント）。

なお、ポイントが 16 ポイント以上の事業実施計画を採択対象とする。

【配分基準の主な評価項目】

- ・ 直近 3 年の輸出実績の有無
- ・ 取得済の輸出向け HACCP 等の認定・認証※の有無
※ 輸出先政府機関が定める輸入条件（対 EU-HACCP 等）、ISO22000、JFS-C 等
- ・ 輸出目標額
- ・ 輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得予定の有無
- ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大の有無
- ・ 輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得に向け、事業実施計画の策定に当たり、品質・衛生管理専門家を活用した調査・検討を実施していること。
- ・ 都道府県ポイント（地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）
- ・ GFP 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト若しくは大規模輸出産地モデル形成等支援事業に採択された間接補助事業者又はフラッグシップ輸出産地に参画している事業者か
- ・ 施設の新設・増築を伴う事業実施計画となっているか
- ・ ALPS 処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の対象となった品目（ホタテ又はナマコ）について、輸入規制強化を行った国・地域以外で輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得予定の水産加工事業者か
- ・ 令和 7 年に米国が発表した関税措置による影響を受け、又は影響を受ける見込みのある事業者か 等

7 留意事項

- ・ 本事業の成果目標年度までに輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得の上、輸出拡大に取り組まなければならない。
- ・ 事業実施の翌年度から成果目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を行い、事業実施状況を北海道に報告しなければならない。
- ・ 本事業終了時において事業実施計画で取得予定としている HACCP 等の認定・認証を取得していない事業者は、本事業終了後にあっても、事業実施計画に基づいて HACCP 等の認定・認証を取得し、事業の目的が達成されるよう取り組まなければならない。
- ・ 事業実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家等の活用が施設認定を取得するために効果的であり、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことが必要である。
このため、専門家の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を提出すること等により、十分な調査・検討を行った上で申請することとする。
- ・ 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討することとする。
- ・ 交付の対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。
- ・ 過剰な施設の整備等を排除する等、徹底した事業費の低減に努めることとする。
- ・ 事業の実施に当たり、建築基準法等に基づく確認、農地法等に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、あらかじめ関係法令の定めるところにより、当該許可等を得るものとする。
- ・ 事業実施期間は、令和 8 年 3 月 31 日まで（令和 8 年度への繰越は不可）

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年

- 6月23日（月）：要望調査開始（市町村経由）
- 7月3日（木）：総合振興局・振興局 要望調査締め切り
（事業実施計画書（案）・輸出事業計画認定申請書（案）提出）
- 7月4日以降：総合振興局・振興局一本庁間でのヒアリング
- 8月4日（月）：農林水産省北海道農政事務所 報告
（事業実施概要協議、輸出事業計画認定申請書進達）
- 10月中旬～：内報
- 10月下旬～11月上旬：事業実施計画協議・承認、割当内示、輸出事業計画認定
- 11月中旬～：補助金交付申請・交付決定※、事業着手 等

※原則として、交付決定前の事前着手は認められていませんのでご注意ください。

9 調査様式

- ・ 様式1 応募地区一覧
- ・ 様式2 事業実施計画書（案）（その1～9）
- ・ 様式3 市町村附帯事務費内訳
- ・ 様式4 取組概要ポンチ絵

※ポンチ絵（様式4）の書き方について

- ① 輸出商品が多数ある場合は、輸出増加額の大きい上位2商品について例示下さい。
- ② 課題等の下部に、課題例として、輸出増加額の大きい上位2商品を製造等するために必要な「施設・機器整備の必要性」について、整備後のイメージ写真2枚と対応するよう、2つ例示を記載下さい。
- ・ 輸出事業計画（案）（様式2その1添付資料(1)の⑭と同様）

10 事業採択

この事業は、事業実施計画の確実性、有効性、波及性、事業効果、費用対効果の総合評価により、応募のあった全国の事業者から評価順に採択されます。

11 問い合わせ先

この事業は、道から市町村を経由した間接補助事業となりますので、最寄りの市町村（産業、商工担当課）を通じて総合振興局・振興局産業振興部農務課にお問い合わせください。

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局
食品政策課 担当：中島、吉村
電話：011-204-5432